

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四三九・由利本荘保健所)……………	1
地籍調査に関する事業計画(四四〇・農山村振興課)……………	1
第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可(四四一・水産漁港課)……………	3
漁船損害等補償法による付保義務の発生(四四二・水産漁港課)……………	5
保安林の指定解除予定通知(四四三・森林整備課)……………	5
シルバー人材センターの名称等の変更(四四四、四四五・労働政策課雇用対策室)……………	6
都市計画の決定による送付図書の縦覧(四四六・都市計画課)……………	6
都市計画の変更による送付図書の縦覧(四四七、四四九・都市計画課)……………	6
建築基準法による道路位置の指定(四五〇・由利地域振興局建設部)……………	7
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)……………	7
土地改良事業工事の完了の届出(鹿角地域振興局農林部)……………	7
県営土地改良事業工事の完了(鹿角地域振興局農林部)……………	7
土地改良区の役員就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………	8
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………	8
土地改良区の役員退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	8
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部)……………	9
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件……………	9
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	11

告 示

秋田県告示第四百三十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
由利町鮎川診療所	秋田県由利郡由利町東鮎川字下山崎八番地	平成十七年三月二十一日

秋田県告示第四百四十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十六年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 調査を行う者の名称
 - (一) 秋田市
 - (二) 調査地域
秋田市雄和平尾鳥・雄和女米木字川崎ほか十四字
 - (三) 調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 二 調査を行う者の名称
 - (一) 横手市
 - (二) 調査地域
横手市金沢中野字十二牲ほか四字
 - (三) 調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日

- 三 (一) 調査を行う者の名称
男鹿市
調査地域
男鹿市船川港本山門前・船川港小浜・戸賀加茂青砂字鴨ほか七字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 四 (一) 調査を行う者の名称
湯沢市
調査地域
湯沢市上院内・皆瀬字宮田ほか十字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 五 (一) 調査を行う者の名称
鹿角市
調査地域
鹿角市八幡平・花輪・十和田錦木・十和田毛馬内字上土ヶ久保ほか五十一
字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 六 (一) 調査を行う者の名称
由利本荘市
調査地域
由利本荘市内・大築・矢島町川辺・鳥海町猿倉・鳥海町才ノ神・東由利館合・東由利田代字舟小屋沢ほか六十四字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 七 (一) 調査を行う者の名称
大仙市
調査地域
大仙市刈和野・協和境・協和船岡・太田町東今泉・太田町川口・太田町横沢字堤東ほか三十字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 八 (一) 調査を行う者の名称
北秋田市
調査地域
北秋田市

- 九 (一) 調査を行う者の名称
田代町
調査地域
北秋田郡田代町早口字倉下禁ほか五字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十 (一) 調査を行う者の名称
二ツ井町
調査地域
山本郡二ツ井町稗川原
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十一 (一) 調査を行う者の名称
八森町
調査地域
山本郡八森町字茂浦ほか十三字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十二 (一) 調査を行う者の名称
藤里町
調査地域
山本郡藤里町粕毛・藤琴字沢尻ほか九字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十三 (一) 調査を行う者の名称
峰浜村
調査地域
山本郡峰浜村石川・水沢字下中田表ほか八字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十四 (一) 調査を行う者の名称
八郎潟町

- 二十 (一) 調査地域
南秋田郡八郎潟町浦大町字豊栄ほか二字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十九 (一) 調査地域
雄物川町
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十八 (一) 調査地域
平鹿町
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十七 (一) 調査地域
増田町
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十六 (一) 調査地域
美郷町
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 十五 (一) 調査地域
角館町
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日

- (二) 調査地域
十文字町
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
 - (三) 調査地域
山内村
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
 - (二) 調査地域
平鹿郡山内村平野沢・筏字大場沢ほか八字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
 - (一) 調査地域
羽後町
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
 - (二) 調査地域
雄勝郡羽後町高尾田・新町・大久保・杉宮字陰林ノ越ほか二十五字
調査期間
平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日
- 秋田県告示第四百四十一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十八号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成十七年四月二十二日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 子吉川水系漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則の変更
 - (一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
 - (2) 子吉川水系漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則
 - (2) 子吉川水系漁業協同組合
 - 由利本荘市岩谷町字十二柳百三十二番地
 - (3) 漁業権の免許番号
 - 内共第二十四号
 - (二) 変更の内容
 - (1) 遊漁料の額

魚種 漁具・ 漁法	遊漁料	魚種 漁具・ 漁法	遊漁料	変更後	変更前
				いわな 手釣り・ さお釣り 一日 一、〇〇〇円	いわな 手釣り・ さお釣り 一日 七〇〇円
やまめ さお釣り 一年 四、〇〇〇円		やまめ さお釣り 一年 四、〇〇〇円		変更後	変更前

(2) 遊漁料納入場所

変更後	由利本荘市岩谷町字十二柳百三十二番 子吉川水系漁業協同組合事務所	変更前	由利郡東由利町田代字畑中二十四番地 子吉川水系漁業協同組合事務所
-----	-------------------------------------	-----	-------------------------------------

(3) 漁場で納付することができる場合の遊漁料の加算額

変更後	手釣り・さお釣り 五〇〇円	変更前	手釣り・さお釣り 二〇〇円
漁具・漁法	料 金	漁具・漁法	料 金

(三) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成十七年三月二十二日

二 矢島町漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

- (一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
変更に係る遊漁規則の名称
矢島町漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則
漁業権者の名称及び住所
矢島町漁業協同組合
- (2) 由利本荘市矢島町七日町字羽坂二十一番地の十三

- (3) 漁業権の免許番号
内共第二十五号
- (二) 変更の内容
(1) 漁具及び漁法の制限

変更後	漁具・ 漁法・ 規 模	変更前	漁具・ 漁法・ 規 模
刺網	網の全長十メートル以内	投網	網目の目合二センチメートル以上
巻網	網の全長四十メートル以内	たも網	網口径一メートル以内
たも網	網口径一メートル以内		

(2) 遊漁期間

変更後	魚種 こい ふな うぐい まで 一月一日から十二月三十一日	変更前	魚種 こい ふな うぐい まで 一月一日から十二月三十一日
やつめ	一月一日から四月三十日まで 及び九月一日から十二月三十一日まで	やつめ	

(3) 禁止区域及び期間

変更後	区 域	変更前	区 域
変更後	期 間	変更前	期 間

やまめ いわな 手釣り・ さお釣り	一年 一日	四、〇〇〇円 一、〇〇〇円	あゆ さお釣り がらがけ	一年 一日	七、〇〇〇円 一、〇〇〇円	魚種 漁具・ 漁法	遊漁料	変更後	(4) 遊漁料の額	本組合の地域内で 組合が定めるあゆ の産卵場	本組合の地域内で 組合が定めるつぐ いの産卵場	本組合の地域内で 組合が定めるやつ めの産卵場
										九月二十日から十 月三十一日まで	三月二十日から五 月十日まで	五月一日から八月 三十日まで
うぐい やまめ 手釣り・ さお釣り	一年 一日	二、〇〇〇円 八〇〇円	あゆ さお釣り	一年 一日	七、〇〇〇円 一、〇〇〇円	魚種 漁具・ 漁法	遊漁料	変更前				
一年	一年	二、〇〇〇円	一年	一年	三、〇〇〇円							

(3) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成十七年三月二十二日

変更後	変更前
秋田県告示第四百四十二号 次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条 第一項の規定による同意があったものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規 定に基づき、公示する。 平成十七年四月二十二日	秋田県告示第四百四十三号 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林

(5) 遊漁料納入場所

やつめ やす突き	うぐい ふな こい	手釣り・ さお釣り	一年 一日	七〇〇円	こい ふな	手釣り・ さお釣り	一年 一日	五〇〇円
一年 一日	一年	一年	一年	四、〇〇〇円	投網	一年	一年	二、〇〇〇円
四、〇〇〇円 七〇〇円	一五、〇〇〇円							

秋田県告示第四百四十二号
次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条
第一項の規定による同意があったものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規
定に基づき、公示する。
平成十七年四月二十二日

五里合加入区、脇本加入区及び西目町加入区

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十三号
農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林

法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所
北秋田市阿仁比立内字鏝内沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 なたれの危険の防止
- 三 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十四号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第四項の規定により、社団法人本荘市シルバー人材センターから次のとおり名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、公示する。
平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 変更後の名称 社団法人由利本荘市シルバー人材センター
変更後の事務所の所在地 秋田県由利本荘市石脇字田尻三十番地の十二
- 二 変更の年月日 平成十七年三月二十三日

秋田県告示第四百四十五号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第四項の規定により、社団法人大曲市シルバー人材センターから次のとおり名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、公示する。
平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 変更後の名称 社団法人大曲市シルバー人材センター
変更後の事務所の所在地 秋田県大曲市大曲住吉町二番六号
- 二 変更の年月日 平成十七年四月七日

秋田県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建

設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画地区計画(御所野堤台地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画公園(三・三・十九号御所野堤台近隣公園)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年四月二十二日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画公園（三・四・七十三号上北手御所野線及び八・六・九号新都市公園道路五号線）の変更の総括図、計画図及び計画書

申請者の住所及び氏名 由利本荘市表尾崎町二番地の四 鈴木不動産株式会社 代表取締役 鈴木 秀 夫	道路の位置の指定箇所 由利本荘市西小人町二七番一の内、二八番一の内、二八番三	道路の延長 五六・六四メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十七年四月十三日
---	---	--------------------	----------------	---------------------

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十七年四月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県砂防ボランティア協会
- 三 代表者の氏名
佐々木 公 典
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市山王一丁目九番一十二号 創研ビル内
- 五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県民に対して、土砂災害から生命・財産を守るため、土砂災害防止に係わる活動を行い、県民の安全と福祉の増進並びに地域環境の保全に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、鹿角市から土地改良事業（東町地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成十七年三月十六日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業（野口地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成十七年三月三十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、琴

丘土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

一 就任理事の住所及び氏名

山本郡琴丘町鹿渡字高屋敷六十四番地の一	田中長
" " " " 高屋敷家の前八十三番地	鈴木敏雄
" " " " 浜村下二十八番地	齋藤肇
" " " " 石田二十一番地の三	近藤喜久治
" " " " 勢奈尻百六番地の三	近藤清
" " " " 鯉川字浜田七十四番地	近藤末蔵
二 就任監事の住所及び氏名	
山本郡琴丘町鹿渡字泉沢家の前七十七番地	神田一博
" " " " 鯉川字鯉川十七番地	藤原勲

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、本荘市東由利町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 仙北平野豊川土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

大仙市豊川字石川原二十番地

田村純一

(二) 就任監事の住所及び氏名
大仙市豊岡字杉ヶ崎八十九ノ一番地
田口利男

(一) 西仙北町東土地改良区
退任理事の住所及び氏名
大仙市刈和野字愛宕下二百四十六番地一
小松隆明

" " " " 神宮寺字下金窟四十六番地
今野正彬

" " " " 字八石三十七番地
高橋利雄

" " " " 土川字上野十九番地
田口鍊太郎

" " " " 北檜岡字上龍蔵台八十一番地
菅原悦朗

" " " " 土川字上野三十一番地
阿部博安

" " " " 刈和野字竹花七番地
高橋重勝

" " " " 大沢郷寺字皆別当六十三番地
伊藤重勝

" " " " 土川字次第森三百八十六番地
村田哲寿

" " " " 字雁田沢二十二番地
小木田好

" " " " 字高林二十番地三
後藤健敏

(三) 退任監事の住所及び氏名
神宮寺字宇留井谷地東入二十三番地二
工藤禮次郎

(四) 退任監事の住所及び氏名
大仙市刈和野字山北ノ沢二十一番地十一
斎藤正夫

" " " " 土川字高林二番地
佐藤浩康

(一) 大仙市協和小種土地改良区
退任理事の住所及び氏名
菅原廣太郎

平成十七年五月十三日(金)午後二時
秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

五 秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一束当たりの単価契約とする。)

県名入大封筒 三千七百束

(二) 購入物品の仕様等

角2一束百枚入り

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

契約した日から平成十八年三月三十一日(金)

(四) 納入場所
秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月二十二日(金)から同年五月二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月十三日(金)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一束当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
空港用化学消防車 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年十二月二十日（水）
- (四) 納入場所
秋田県秋田空港管理事務所

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (3) 2の資格に係る申請
2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年五月二十三日（月）までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月二十二日（金）から同年五月三十一日

(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年六月六日（月）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 契約の締結

この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(七) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(八) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : One chemical pumper for use at the airport

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 6 June, 2005
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of
 Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita
 prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)876682 FAX(0863)000055
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

